

統一特許裁判所に関する最新情報

筆者：フランセスカ・ジオヴァンニーニ (*Francesca Giovannini*)

2021年10月15日、スロベニア政府は、統一特許裁判所 (Unified Patent Court, “UPC”) 協定の暫定適用に関する議定書 (Protocol on the Provisional Application, “PPA”) 及び UPC 協定自体の批准書を寄託しました。この寄託は、2021年9月27日に寄託されたドイツの PPA 批准及び2021年8月7日に行われたドイツにおける UPC 協定及び議定書の大統領による署名に続いて行われました。その結果、今、ドイツにおける UPC 協定の批准に向けて全てが法的に整いました。知られているように、ドイツは、全ての準備作業が完了次第、自国の批准書を寄託する予定としていますので、UPC の発足はより現実味を帯びてきました。しかし、正式に発足するのはいつになるのでしょうか。

UPC 準備委員会の委員長によれば、この唯一まだ完了していないドイツの批准は、今秋にも行われるはずです。オーストリア及びマルタが PPA を批准する次の2カ国です。オーストリアは確かに昨夏に当該批准に関連する法案が議会に提出されました。しかしながら、オーストリアは、現在の政治的検討課題において他に優先順位が高い協議事項があるようです。マルタの方も批准の進捗状況についての最新情報はありません。UPC の暫定適用期間及び実行の具体的な開始時期は未だに不明です。特に、実行に当たり、予算の採択、電子案件管理システムの完成並びに判事の選択及び指名が必要です。最も楽観的なシナリオでは、暫定適用期間は早くとも2021年末に開始するだろうと予想されますが、それにより、来年にドイツによる批准完了が期待できます。一例として、ドイツが2022年の第3四半期に批准書を寄託する場合、UPC 協定は、その4カ月後、つまり、2022年末から2023年前半の間に発効し得ます。UPC 協定の発効前の3カ月である、欧州特許及び出願の UPC の適用除外の申請が可能となるサンライズ期間が開始します。

差し当たり、加盟国は、UPCの第一審裁判所の中央部のロンドン支部に代わる折衷案として、中央部のロンドン支部に割り当てられる予定の訴訟事件をパリ支部及び／又はミュンヘン支部に割り振るか、又は、加盟国により提案された立候補地（数ある中で、アムステルダム及びミラノ）から新たな所在地を決めなければなりません。